北海道無電柱化推進協議会構成員

国土交通省北海道開発局、経済産業省北海道産業保安監督部、総務省北海道総合通信局、北海道警察、北海道電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、北海道、
札幌市、(公社)北海道観光振興機構、(一社)北海道商工会議所連合会、
(一社)シーニックバイウェイ支援センター、無電柱化を推進する市区町村長の会

(2) 地域:工事連絡調整会議等の設置検討

・ 事業箇所単位で工程調整や施工手順の確認等、円滑な事業推進に向けた工事の連絡調整を行う。

第3 無電柱化の推進に関する目標

道が管理する道道について、無電柱化の必要性の高い代表的な区間に対し、次のとおり2025年度(令和7年度)末までの目標を定める。

1. 防災

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画※に基づく緊急輸送道路※のうち、DID(人口集中地区)※内の道路

現在 2.1%→5.3%

2. 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想における生活関連経路

現在 35.6%→37.9%

3. 景観形成・観光振興

景観法に基づく景観地区内の道路

現在 11.5%→13.9%

＊無電柱化率算出のための対象道路の全体延長及び現在の無電柱化率は、2020年度(令和2年度)末を基準日とする。

＊%:無電柱化率(道路延長ベースの工事着手率)

本道全域の道路(国道・道道・市町村道)では、新たに約 120km の無電柱化に着手する。このうち、道管理の道路については23箇所、約32kmの無電柱化に着手する。

本計画における着手予定箇所[道が管理する道道]
整備延長約 32km

市町村	路線名	着手予定箇所
深川市	深川雨竜線	4 条 2
芦別市	芦別砂川線	本町
倶知安町	倶知安ニセコ線	南 4 条西 1 丁目
	倶知安停車場線	北 1 条西 3 丁目
	ニセコ高原比羅夫線	山田
ニセコ町	岩内洞爺線	字本通
余市町	登余市停車場線	黒川町 20 丁目
八雲町	花浦内浦線	東雲町
	新八雲停車場線（仮称）	春日
苫小牧市	上厚真苫小牧線	元中野町 4 丁目
登別市	登別停車場線	登別東町 2 丁目
旭川市	東川東神楽旭川線	1 条通 20 丁目
美瑛町	十勝岳温泉美瑛線	東町 1 丁目
増毛町	増毛港線	弁天町 1 丁目
北見市	北見常呂線	寿町 6 丁目
網走市	網走停車場線	新町 1 丁目
斜里町	斜里停車場線	港町
	斜里停車場美咲線	港町
遠軽町	遠軽停車場線	岩見通北 1 丁目
帯広市	幕別帯広芽室線	大通南 28 丁目
根室市	根室半島線	弥栄町 1 丁目
釧路市	釧路環状線	釧路市光陽町
白糠町	白糠停車場線	東 1 条南 1 丁目

※着手予定箇所について電線管理者と調整を図りながら、準備が整った箇所から順次整備を進めていくことになるが、準備や調整に時間を要したり、上記の箇所以外で無電柱化を実施する必要が生じた場合は計画を変更する場合がある。

第4 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 無電柱化の目的、重要性に関する広報・啓発活動

・ 無電柱化の重要性に関する道民の理解と関心を深めるため、11 月 10 日の「無電柱化の日」に合わせたパネル展の開催など、無電柱化に関する広報、啓発活動の充実に努める。

［令和 3 年 11 月無電柱化の日パネル展］

2. 市町村への技術支援

・ 市町村の推進計画が策定される際は、国とも連携しながら道が必要に応じて市町村への技術支援を行う。

・ 道は北海道無電柱化推進協議会において、道が管理する道道のほか、市町村道(札幌市を除く)の無電柱化計画箇所についても一括して協議する。

・ 道が実施する各種説明会や会議等において、無電柱化に関する最新情報などを市町村に共有する。

・ 北海道無電柱化推進協議会に「北海道無電柱化ワンストップ相談窓口」を設け、市町村からの支援要請を受け、無電柱化に関する幅広い助言等を行うことにより、円滑に無電柱化事業を進めるとともに、無電柱化の普及拡大を図る。

3. 目標の進捗管理

・ 無電柱化の推進に関する目標を達成するために、道のホームページにおいて計画期間の中間年及び最終年の進捗状況を公表する。

・ 無電柱化の推進に当たっては電線管理者等の関係事業者との調整が不可欠であり、無電柱化に関連する情勢の変化への対応のため、必要に応じて実施箇所等の見直しを行う。

用語解説

本文中で「○○○※」と表示された用語の解説。

用語の横の数字は当該用語が記載されているページを表示。

ア行

新たな無電柱化推進計画 4

無電柱化法第7条の規定に基づき、関係省庁との協議や関係事業者への意見聴取を経て、法施行後に国土交通省が策定した計画。計画期間は2021年度(令和3年度)から2025年(令和7年度)までの5年間で都道府県無電柱化推進計画の基本となるもの。

カ行

義務占用物件 8

水道事業、下水道事業、鉄道事業、ガス事業、電気事業等の公益性を有し、かつ道路を最も多く占用する事業の道路占用について、これらの事業者が一定の手続きに従って道路占用の許可または占用変更の許可を申請した場合において、その申請に係る道路の占用が道路占用の許可基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可または占用変更の許可を与えなければならないこととして、道路管理者に許可を義務付けた占用物件。(道路法第36条)

緊急輸送道路 9,14

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

景観法に基づく景観地区 9

都市計画区域内又は準都市計画区域内において、建築物の形態意匠の制限の他、必要に応じ、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を市町村が都市計画として定めるもの。(景観法第61条)

サ行

参画事業者 10

電線共同溝に入溝する事業者のこと。電気事業者、電気通信事業者、CATV事業者、有線ラジオ放送事業者など。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs(エスディージーズ)) 5

2015年(平成27年)9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。

17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成される。

新技術活用・普及促進システム 10

北海道建設部において、新技術情報の募集を行い、インターネットにより、登録された新技術を現場担当者、建設業者、道民の方々へ広く提供することにより、新技術の活用・普及促進を図るシステムである。

新技術情報提供システム(NETIS) 10

国土交通省が運用している新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベースである。1998年度(平成10年度)より運用を開始し、2001年度(平成13年度)よりインターネットで一般にも公開しており、有用な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能となっている。

新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 5

2017年度(平成29年度)以降、おおむね10年間の社会資本整備の基本的な考え方を示すとともに、限られた財源を中長期的な視点に立って、必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、毎年度の国費予算要望や道の予算編成に反映させるなど、北海道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための指針。

整備道路指定 13

道路管理者は道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線を地下に埋設し、地上における電線及び電柱の撤去または設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

浅層埋設 9

管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化、既存埋設物(上下水道管やガス管等)の上部空間への埋設が可能となることによる支障移設の減少等の特徴がある。

タ行

第 1 期電線類地中化計画 6

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、大都市の中心部の主要道路等を主体に整備を行う。1986 年度(昭和 61 年度)から 1990 年度(平成 2 年度)の 5 年間の計画。全国で約 1,000 kmが整備された。

第 2 期電線類地中化計画 6

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ、社会資本整備の一環として、関係者間が密接な協力することを基本的な考えとした、1991 年度(平成 3 年度)から 1994 年度(平成 6 年度)の 4 年間の計画。全国で約 1,000 kmが整備された。

第 3 期電線類地中化計画 6

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ、社会資本整備の一環として、関係者間が密接に協力することを基本的な考えとした、1995 年度(平成 7 年度)から 1998 年度(平成 10 年度)の 4 年間の計画。全国で約 1,400 kmが整備された。

第 4 期電線類地中化計画 6

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者及び地元関係者(地方公共団体、地域住民)が三位一体となった協力の下に、電気事業、電気通信事業等の健全な発展と調和を図りつつ、新たに中規模程度の商業系地域や住居系地域における幹線道路なども対象とした、1999 年度(平成 11 年度)から 2003 年(平成 15 年度)の 5 年間の計画。全国で約 2,100 kmが整備された。

第 5 期電線類地中化計画 6

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、緊急輸送道路や避難路の確保などの防災対策、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化、良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全等が特に必要な地区等の観点から、道路管路者、電線管理者及び地元関係者(地方公共団体、地域住民)が三位一体となった密接な協力の下、幹線道路に加え新たに主要な非幹線道路も対象とした、2004 年度(平成 16 年度)から 2008 年度(平成 20 年度)の 5 年間の計画。全国で約 2,200 kmが整備された。

道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)ver.2 9

2018 年度(平成 30 年度)に、主に自治体において、電線共同溝方式による無電柱化を行う場合、低コスト手法の適用を一層推進していくことを目的として策定された。

ハ行

バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路 9

生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)の相互間の経路。

避難路 9

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で、市町村が指定するもの。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 14

地震時に緊急輸送道路がネットワークとして機能することが重要であることから、緊急輸送道路の整備を計画的に推進するための計画。

北海道総合計画 2

道政の基本的な方向を総合的に示すもので、全ての道民がともに考え、ともに行動するための指針。現行の計画は 2016 年(平成 28 年)3 月策定(2021 年(令和 3 年)10 月改訂)。(期間:2016 年度(平成 28 年度)～2025 年度(令和 7 年度))

防災･減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策 4

近年の気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に対して、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるように、防災・減災、国土強靱化を推進する対策。対策期間は 2018 年度(平成 30 年度)から、2020 年(令和 2 年度)までの 3 年間とされている。

防災･減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策 4

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震、インフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるように、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る対策。

対策期間は 2021 年度(令和 3 年度)から、2025年(令和 7 年度)までの 5 年間とされている。

マ行

無電柱化 2～16

電線を地下に埋設することや、その他の方法により、電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。)、または電線(電柱によって支持されるものに限る。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去すること。

無電柱化推進計画(第 7 期) 4～6

平成 28 年に施行された無電柱化の推進に関する法律に基づいた法施行後初めての計画。無電柱化法第 7 条の規定に基づき、関係省庁との協議や関係事業者への意見聴取を経て、国土交通省が策定した。

計画期間は 2018 年度(平成 30 年度)から 2020 年までの 3 年間で都道府県無電柱化推進計画の基本となるもの。

無電柱化に係るガイドライン(第 6 期) 6

市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所等、地域からの要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、電力や通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図ることを基本的な考え方とした、2009 年度(平成 21 年度)から 2017 年度(平成 29 年度)の 9 年間の計画。全国で約 2,200 kmが整備された。

無電柱化の推進に関する法律 4

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。

ヤ行

ユニバーサルデザイン 3

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方。

英数字

DID(人口集中地区) 14

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、人口集中地区の設定にあたっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は、調査区(以下、「基本単位区等」という。)を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000 人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」としている。

参 考 資 料

1）国道における着手予定箇所(2021ー2025)

整備延長　約 64km

市町村	路線名	着手予定箇所
札幌市	国道 5 号	創成川通
	国道 230 号	石山通山鼻
函館市	国道 5 号	若松町
	国道 278 号	松風町
	国道 279 号	末広町
小樽市	国道 5 号	花園
	国道 393 号	奥沢
釧路市	国道 44 号	入江町
北見市	国道 39 号	大町
網走市	国道 39 号	南４条東１丁目
留萌市	国道 231 号	船場町
苫小牧市	国道 36 号	元中野町
	国道 276 号	双葉町
稚内市	国道 40 号	港 1 丁目
	国道 238 号	声問
士別市	国道 40 号	大通
名寄市	国道 40 号	西 4 条
根室市	国道 44 号	北斗町３丁目
千歳市	国道 36 号	錦町４丁目
砂川市	国道 12 号	大通北４丁目
深川市	国道 233 号	駅前通 8 条
富良野市	国道 38 号	若松町
登別市	国道 36 号	登別東町
ニセコ町	国道 5 号	道の駅「ニセコビュープラザ」前
倶知安町	国道 276 号	八幡
余市町	国道 5 号	黒川町
美瑛町	国道 237 号	北町
増毛町	国道 231 号	暑寒町
小平町	国道 232 号	花岡
浜頓別町	国道 275 号	大通
小清水町	国道 334 号	神浦
	国道 391 号	町役場前
大空町	国道 334 号	東藻琴千草

市町村	路線名	着手予定箇所
洞爺湖町	国道 230 号	香川
平取町	国道 237 号	二風谷
音更町	国道 241 号	木野大通東 6 丁目
上士幌町	国道 273 号	ぬかびら源泉郷
芽室町	国道 38 号	芽室公園前

※着手予定箇所について電線管理者と調整を図りながら、準備が整った箇所から順次整備を進めていくことになるが、準備や調整に時間を要したり、上記の箇所以外で無電柱化を実施する必要が生じた場合は計画を変更する場合がある。

2）札幌市における着手予定箇所[道道・市道(札幌市が管理)](2021－2025)
整備延長　約 15km(下表に代表路線を示す)

市町村	路線名	着手予定箇所
札幌市	札幌環状線	白石区南郷通 1 丁目北他
	米里・行啓通	中央区南 14 条西 11 丁目他
	西 7 丁目通	中央区南 13 条西 7 丁目他
	福住・桑園通	中央区南 14 条西 15 丁目他

※着手予定箇所について電線管理者と調整を図りながら、準備が整った箇所から順次整備を進めていくことになるが、準備や調整に時間を要したり、上記の箇所以外で無電柱化を実施する必要が生じた場合は計画を変更する場合がある。

3）　市町村における着手予定箇所[市町村道(札幌市を除く)](2021－2025)
整備延長　約 9km

市町村	路線名	着手予定箇所
函館市	幸坂通	弁天町
	弥生坂通	大町
	末広 8 号線	末広町
	公園通 2 号	東雲町
北広島市	ボールパーク 1 号線	共栄
	ボールパーク 2 号線	共栄
ニセコ町	一号線	字曽我
	ニセコ登山道路	字ニセコ
	元町中通	字元町

※着手予定箇所について電線管理者と調整を図りながら、準備が整った箇所から順次整備を進めていくことになるが、準備や調整に時間を要したり、上記の箇所以外で無電柱化を実施する必要が生じた場合は計画を変更する場合がある。

北海道無電柱化推進計画

令和３年12月

北海道建設部まちづくり局都市環境課

〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
TEL:011-231-4111(代表)
FAX:011-232-0612